



盛土をする時は 許可が必要です

令和5年1月1日から「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」により、一定規模以上の盛土等を行う場合は、知事の許可が必要です。

盛土条例により規制する盛土

許可が必要な盛土等の規模

盛土等の面積が3,000㎡以上 または **盛土等の高さが5m以上** の盛土等※

※上記盛土に該当する場合であっても、他の法令により許認可を取得している場合など、許可が不要となるケースがあります。

盛土の種類

- ① 盛土（周辺の地盤面より高くなるように土を盛ること）
- ② 埋立て（周辺の地盤より低い箇所に土を埋め立てること）
- ③ 堆積（一時的に土を盛ること）



盛土を行う方などの責務

対象者	責務
盛土等を行う方	盛土の崩落による災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければなりません。
土地を所有している方	所有する土地に不適切な盛土が行われないように努めるとともに、災害の発生を防止するために土地を適切に管理するよう努めなければなりません。
土砂等を発生させる方	発生させる土砂等の量をできるだけ抑制し、かつ、発生した土砂等の有効な利用に努めるとともに、適正な処理に努めなければなりません。

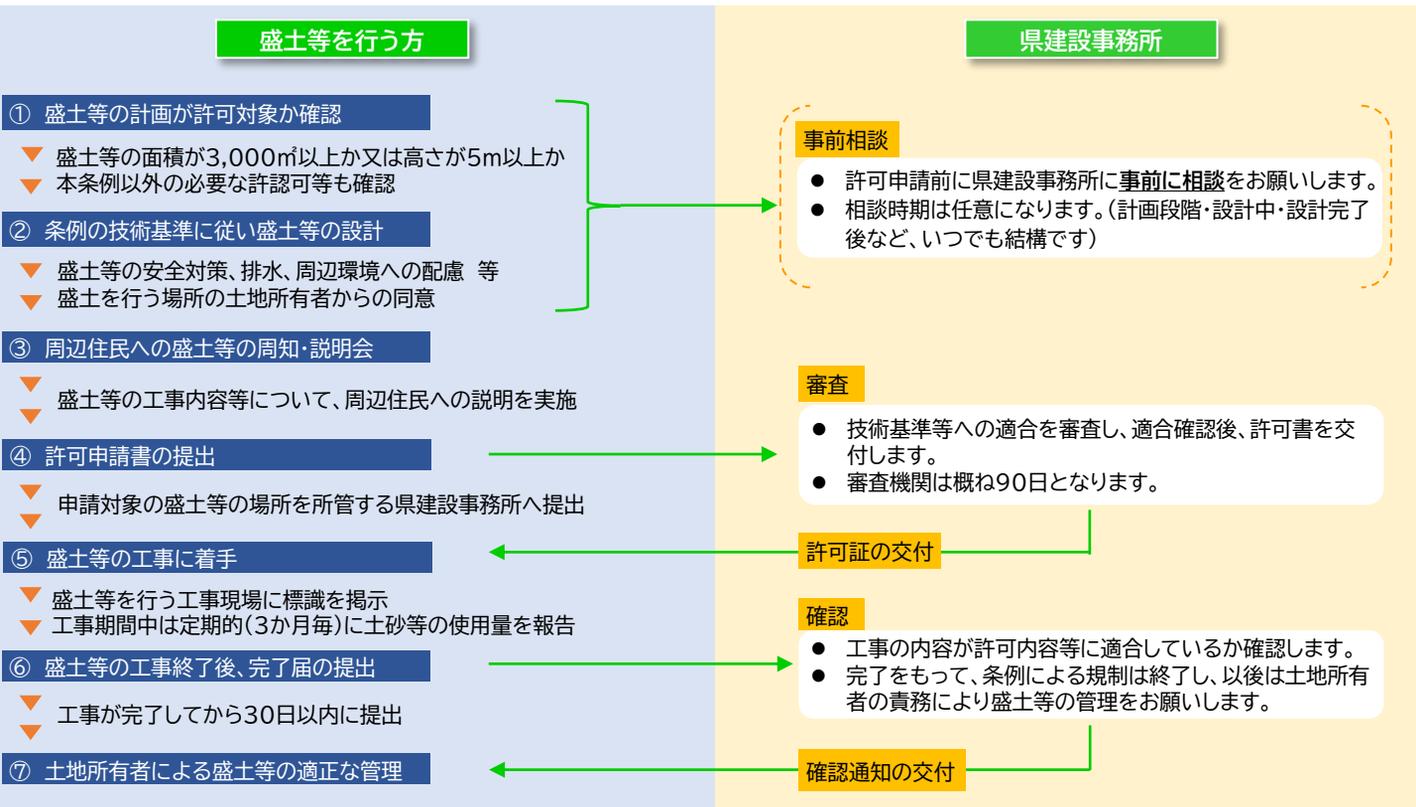
許可申請の手続き

- 許可申請の手続きに関する詳細な情報は県ホームページをご覧ください。また、「申請の手引き」も掲載していますので併せてご覧ください。
- 許可申請にあたっては、手数料が必要になります。（新規許可の場合は55,000円）
- 盛土条例の規定に違反する場合は、罰金などの罰則の対象となりますのでご注意ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/morido/jorei_202304.html



許可申請の流れ



許可申請とお問合せ先

名称	申請対象の盛土等の所在地	電話番号
佐久建設事務所	佐久市(旧臼田町)、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村	0267-82-8271
佐久北部事務所	小諸市、佐久市(旧臼田町を除く)、御代田町、軽井沢町、立科町	0267-63-3172
上田建設事務所	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-25-7164
諏訪建設事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	0266-57-2935
伊那建設事務所	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	0265-76-6847
飯田建設事務所	飯田市、松川町、高森町、豊丘村、喬木村、大鹿村、阿智村、下條村、泰阜村、阿南町、天龍村、平谷村、売木村、根羽村	0265-53-0450
木曾建設事務所	上松町、南木曾町、大桑村、木曾町、木祖村、王滝村	0264-25-2241
松本建設事務所	松本市、塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	0263-40-1963
安曇野建設事務所	安曇野市	0263-72-8398
大町建設事務所	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-23-6533
千曲建設事務所	千曲市、坂城町	026-273-5940
須坂建設事務所	須坂市、小布施町、高山村	026-245-1671
長野建設事務所	長野市、飯綱町、信濃町、小川村	026-234-9539
北信建設事務所中野事務所	中野市、山ノ内町	0269-22-3138
北信建設事務所飯山事務所	飯山市、木島平村、野沢温泉村、栄村	0269-62-4111